

# 中小企業のための法律セミナー

## 民法(債権法)大改正早わかり!!

～知っておくべき改正のポイント～



先の通常国会で、契約その他取引の基本的なルールを定めた民法が、制定されてから約120年を経て大改正されました。時効制度、保証、約款など中小企業・協同組合の実務と密接に関係する事項が改正されており、中小企業・協同組合としても、改正法が施行される前に、その内容を把握するとともに事前に対応を検討することが不可欠です。

本セミナーでは、法改正の内容について精通した弁護士が、何が変わったのかといった改正法の内容や法改正を踏まえて中小企業・協同組合として対応すべき事項などについてポイントを絞って分かりやすく解説します。

中小企業・協同組合の皆様にとって、今後の活動の参考となる内容ですので、会員組合はもちろん、組合傘下の事業所の皆様方にも是非ともご案内いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日時

2017年 **12月1日(金)**  
**15:00~16:30**

場所

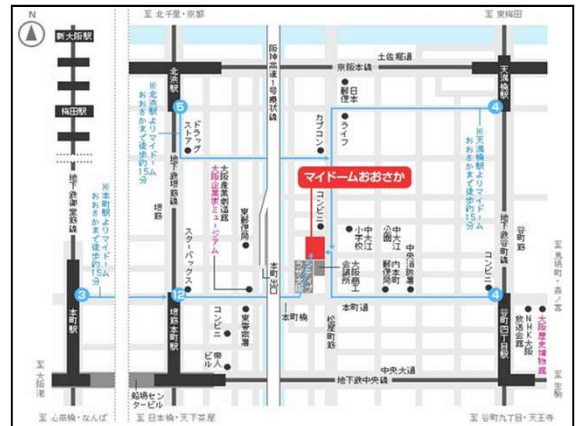
マイドームおおさか 8階 第6会議室

講師

弁護士 稲田 正毅(いなだ まさき)氏  
(共栄法律事務所・大阪弁護士協同組合所属)

定員

参加費 **無料** 60名 (先着順)



【平成29年度 第5回中小企業のための法律セミナー 参加申込書】

大阪府中小企業団体中央会 総務部 行 FAX: 06-6947-4374

\*ご記入いただきました個人情報については同セミナーご案内以外の目的に使用することはありません。

役職名	参加者氏名

企業名: \_\_\_\_\_ 所属組合名: \_\_\_\_\_  
TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

**お申込み・お問い合わせは**

大阪府中小企業団体中央会 総務部(谷山・古谷)  
TEL:06-6947-4370 FAX:06-6947-4374